

## ●2 日本貿易保険(NEXI)ホームページ「国・地域ごとの引受方針」

### および貿易保険規程集第13部「引受基準等」-種目別引受基準規定参照

(2012. 3. 1 現在)

#### 「引受基準の適用方法について」

- 1 引受基準は、国を①「×完全停止国」、②「▲条件付停止国」、③「○条件付引受国」、④「通常引受国」の4つに区分されており、引受条件には、①契約金額の上限、②決済期間の長さ、③L/Cの要否の3つの要素があります。
- 2 貿易一般保険の「案件枠」は輸出等契約書の金額です。前金の額、受渡条件や1回の船積金額は関係ありません。外貨建て契約の場合は輸出等契約書締結日のTTBにより換算した額です。
- 3 「ユーザンス制限」は月数で表示されています。「12」は、船積から「12ヶ月(1年)以内」ですが、プラントは「24ヶ月(2年)未満」です。  
但し、プラント案件のリテンション部分については、「船積から」ではなく、「起算点から」と読み替えることとなりますが、国別基準において「1年内」と決められた国については、リテンションも起算点から1年以内でなければ引受けられません。(「起算点」とは、OECDがドラインに基づいて、延払であったなら返済の起算日となるべき日を言います。)
- 4 「ILC」と表示されているのは、Irrevocable Letter of Creditの略で、L/C決済を条件としております。  
引受基準上「L/C条件国」の場合には、保険契約が成立していても、L/Cを入手した日からしか保険責任は開始しませんのでご注意ください。
- 5 但し、「▲条件付停止国」においても「○条件付引受国」においても、
  - a 「政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等
  - b 全額前払金により決済される輸出契約等は、国別引受基準の制限は適用されませんので、自動的に引き受けられます。
- 6 「政府開発援助契約等」とは、円借款・世銀などの資金により支払われる契約のことを言いますが、当該供与機関から直接支払われる場合(「L/C Switch方式」または「Direct Payment方式」によって支払われる場合)に限られておりますので、貸付実行方式が如何なる方法かにご注意ください(2005. 4. 1より「Transfer方式」も、供与機関から本邦にある借入人口座に送金されたものが輸出者に支払われる場合のみ認められました。Reimburse方式は直接払いには該当しません。)
- 7 仕向国・支払国・保証国が異なる場合の取扱いは、「○条件付引受国」及び「▲条件付停止国」においては、支払国(保証がある場合は保証国)の引受基準により引き受けられます。「×引受停止国」においては、仕向国・支払国・保証国のいずれかが停止国に該当すれば引き受けられません。

ここで言う「保証国」とはL/C発行国または確認国のことです。親会社保証など事業会社の保証は含まれません。銀行が発行したL/Gであっても、2年未満案件においては「保証」と扱わないことになっております。

8 輸出契約等の内容が引受基準に合致しない部分がある場合、合致しない箇所が「案件枠」又は「ユーザンス」の場合は、案件全体が引受けられません。

一方、「L/C条件」については、包括保険の場合には、適格部分だけが引受けられます。その場合には付帯する Local Currency 部分も自動的に引受対象となります。

9 但し、基準外案件であっても、個別審査の上引き受けられる場合もありますので、案件毎にNEXIにご照会ください。なお、1億円未満の案件については、Hガコリーに属する国を除いて、1年以内に決済される案件については、希望すれば、個別審査なしに引受けられます。

以 上